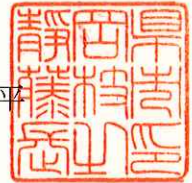


藤 夕 第 2 号
平成 2 6 年 5 月 1 日

静岡県知事 川勝 平太 様

都市計画決定権者 藤枝市
上記代表者 藤枝市長 北村 正平



志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る
環境影響評価方法書についての意見の概要について（送付）

静岡県環境影響評価条例施行規則第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用する同
条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり送付します。

記

- 1 送付書類について
 - (1) 当該意見書の写し
 - (2) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類

担 当 藤枝市 環境水道部 クリーンセンター推進課
電話番号 054-631-4525



志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備に係る
環境影響評価方法書についての公告・縦覧、説明会の開催、意見書の提出について

1 公告・縦覧について

- (1) 公 告 平成26年3月10日（月）
- (2) 縦覧期間 平成26年3月11日（火）～平成26年4月10日（木）
- (3) 縦覧場所 ①藤枝市役所環境水道部環境政策課
②藤枝市立広幡公民館
③藤枝市立葉梨公民館
④志太広域事務組合計画課
⑤焼津市役所環境部廃棄物対策課

2 説明会の開催について

- (1) 開催日時 平成26年3月21日（金）午後7時から午後8時20分まで
- (2) 開催場所 藤枝市岡部支所301会議室
- (3) 参加者 4名

3 意見書の提出について

- (1) 意見書提出期間 平成26年3月11日（火）～平成26年4月24日（木）
- (2) 意見書の提出方法 直接または郵送・ファクシミリ・Eメール
- (3) 意見書の提出先 藤枝市役所環境水道部環境政策課
- (4) 意見書の数 6件

志太広域事務組合新ごみ処理施設
 (仮称) クリーンセンター整備に係る環境影響評価方法書
 意見書の概要

意見書番号	意見内容
1	<p>動物・植物・生態系について、計画地と静岡大学藤枝フィールド付近でミサゴと思われる猛禽類を確認している。</p> <p>日本みつばちを飼っているので花の蜜に不適切な物質が含まれてしまうのではないかと心配している。蜂蜜の成分含有物質等の把握をしていただきたい。また調査結果の詳細を知りたい。</p>
2	<p>方法書に学習施設のようなものを整備するとあるが、施設の一部にカワバタモロコや藪田川の自然、保護活動の経緯等のパネルを展示していただきたい。更に可能であれば水槽を置きカワバタモロコの生物展示をしていただきたい。</p>
3	<p>藪田川や周辺の湿地に、クリーンセンターへアクセスする道路を整備する際に出る濁水や整備後の路面排水が流入し、カワバタモロコの生息地や周辺湿地に悪影響が及ぶことが心配される。藪田川周辺のアクセス道路の整備計画、また濁水や整備後の路面排水を流入させないための環境保全対策をどのように行うのか。</p> <p>クリーンセンター施工時の濁水が流される高田大溝川は藪田川の水源でもある。高田大溝川と藪田川は低い分水嶺で隔てられているだけで、増水時には高田大溝川の水は藪田川にも流入する可能性がある。クリーンセンター施工時の排水が藪田川に流入しないようにどのような対策をたてるのか。</p> <p>高田大溝川下流の藪田川では高田・中藪田地区で、環境保全対策として多自然型改修が行われているが、高田大溝川で今年度行われたものは多自然型ではない。来年度以降の改修について多自然型工法を取り入れ、藪田川での施工との整合性をはかる必要があるように思う。今後の高田大溝川の改修計画についてどのように考えているか。</p> <p>クリーンセンターの環境学習施設にはごみについての学習や体験ばかりでなく、地域の特色ある自然について学習したり、体験できる内容を取り入れることについてどのように考えているか。</p>
4	<p>これから将来にわたり半永久的に環境に影響し続ける事をより認識して環境保全を考えていただきたい。また、他のクリーンセンターの事故について、その事例の影響についても危機管理と影響範囲を示していただきたい。</p> <p>動植物の調査範囲が周辺 250m となっているが、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫にとって狭すぎると考える。調査範囲の正当性の証明を提出して頂きたい。根拠の内容、他の影響もどこまで行うかを提出していただきたい。</p>

5	<p>生ごみの資源化等ごみ減量のさらなる徹底化の具体案、目標を示すべき。現状では低い。</p>
	<p>未知の汚染物質を含む焼却灰等の管理はさらに厳しくあるべき。有害物質は全ごみの数%あるといわれております。それらを拡散すべきではない。リサイクルの徹底と有害物質の分離管理が両立する手法を実現していただきたい。</p>
	<p>東日本大震災、阪神淡路大震災では大量の災害廃棄物がでて処理に苦労し、有害物質を拡散させた経緯がある。災害廃棄物は家屋㎡あたり1トン出ると言われており、それも大量に有害物質を含む形で出るため、それを安全に処理できるクリーンセンターにしていきたい。</p>
	<p>最終処分場について、静岡市のやっているような再利用化を検討してはいかがか。</p>
	<p>発生する熱エネルギーを有効利用するために変換効率の高い最新の施設にすべき。</p>
6	<p>対象事業の基本方針において、最終処分場に依存しない処理システムの整備とあるが、どうしても処理出来ない有害物質は出るわけで、その処分は管理型の最終処分施設に頼らざるを得ないと思う。</p> <p>また、それを低濃度にしてエコセメントやスラグによる利用などの方法もあると思うが、それは基本方針の環境負荷の低減に反することになると思うので配慮が必要である。</p>
	<p>対象事業の基本方針において、民間資源化ルートの活用に関して東日本大震災での焼却ごみ処理を見ていると、域内処理の必要性がある。積極的な資源化は図りつつ、外部委託できない状況でも機能する処理システムを構築すべき。</p>
	<p>発生する熱エネルギーの利用は温水利用より発電が良い。</p> <p>発電も最新設備を導入し効率の良い発電を目指すべき。</p>
	<p>生ごみが市で行う資源化品目に含まれ最終的に民間資源化業者に委託となっているが、現段階でどのように分別、収集及び処理の方法を検討されているのか。</p>